

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第百三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十条まで（現行のとおり）</p> <p>（特定の地域）</p> <p>第五十一条（現行のとおり）</p> <p>一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）<u>第九条第十七項</u>に規定する高層住居誘導地区</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>第五十二条から第七十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第七まで（現行のとおり）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十条まで（略）</p> <p>（特定の地域）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）<u>第九条第十六項</u>に規定する高層住居誘導地区</p> <p>二（略）</p> <p>第五十二条から第七十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第七まで（略）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 884 658 943">対象事業の種類</th> <th data-bbox="658 884 1066 943">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 943 658 1023">一から八まで（現行のとおり）</td> <td data-bbox="658 943 1066 1023">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1023 658 1353">九 終末処理場の設置又は変更</td> <td data-bbox="658 1023 1066 1353"> <p>次に掲げる行為のうち、最初に (一) 行う行為の前 (二) 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の申入れ (三) （現行のとおり）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から八まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	九 終末処理場の設置又は変更	<p>次に掲げる行為のうち、最初に (一) 行う行為の前 (二) 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の申入れ (三) （現行のとおり）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 884 1523 943">対象事業の種類</th> <th data-bbox="1523 884 1930 943">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 943 1523 1023">一から八まで（略）</td> <td data-bbox="1523 943 1930 1023">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1023 1523 1353">九 終末処理場の設置又は変更</td> <td data-bbox="1523 1023 1930 1353"> <p>次に掲げる行為のうち、最初に (一) 行う行為の前 (二) 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の申入れ (三) （略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から八まで（略）	（略）	九 終末処理場の設置又は変更	<p>次に掲げる行為のうち、最初に (一) 行う行為の前 (二) 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の申入れ (三) （略）</p>
対象事業の種類	提出時期												
一から八まで（現行のとおり）	（現行のとおり）												
九 終末処理場の設置又は変更	<p>次に掲げる行為のうち、最初に (一) 行う行為の前 (二) 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の申入れ (三) （現行のとおり）</p>												
対象事業の種類	提出時期												
一から八まで（略）	（略）												
九 終末処理場の設置又は変更	<p>次に掲げる行為のうち、最初に (一) 行う行為の前 (二) 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議の申入れ (三) （略）</p>												

十から十二まで	(現行のとおり)
十三 住宅団地の設置	(四)に次に行う行為のうち、最初に掲げる行為の前(一)から(三)まで(現行のとおり) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十八条第一項の規定に基づく許可の(五)申請から(八)まで (現行のとおり)
十四 高層建築物の設置	(四)に次に行う行為のうち、最初に掲げる行為の前(一)から(三)まで(現行のとおり) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく許可の(五)申請及び(六) (現行のとおり)
十五から二十六まで (現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)
別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

十から十二まで	(略)
十三 住宅団地の設置	(一)に次に行う行為のうち、最初に掲げる行為の前(一)から(三)まで(略) (新設)
十四 高層建築物の設置	(一)に次に行う行為のうち、最初に掲げる行為の前(一)から(三)まで(略) (新設)
十五から二十六まで (略)	(略)

別表第九から別表第十二まで (略)
別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)